

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則

平成十年四月一日
規則第六十三号

改正 平成十一年 三月一九日規則 平成十一年 四月三〇日規則
第二一号 第八九号
平成十二年 三月二四日規則 平成十九年 五月二五日規則
第一〇八号 第五七号
平成十九年一二月二六日規
則第九五号の二

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県福祉のまちづくり条例(平成十年岐阜県条例第八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第二条 条例第二条第二号の公共的施設は、別表第一一の表から五の表までの公共的施設の欄に掲げる施設とする。

一部改正(平成十九年規則五七号)

(整備基準)

第三条 条例第十九条第一項の整備基準は、別表第二のとおりとする。

(適合証の請求)

第四条 条例第二十一条第一項の規定による請求は、公共的施設の使用開始後三月を経過した後において、適合証交付請求書(別記第一号様式)に公共的施設の区分(別表第一一の表から五の表までの区分をいう。以下同じ。)に応じて知事が別に定める整備基準適合表及び別表第三に掲げる図書を添えて行うものとする。ただし、条例第二十四条の規定による届出をしている場合は、当該届出に係る書類の写しをもって同表に掲げる図書に代えることができる。

2 条例第二十一条第一項の規定による適合証は、別記第二号様式による。

一部改正(平成十九年規則五七号)

(身分証明書)

第五条 条例第二十二条第二項の身分を示す証明書は、別記第三号様式による。

(特定公共的施設)

第六条 条例第二十四条の特定公共的施設は、別表第一一の表から五の表までの公共的施設の欄に掲げる施設のうち、その規模等がそれぞれ同表の特定公共的施設の欄に該当するものとする。

一部改正(平成十九年規則五七号)

(新築等の届出)

第七条 条例第二十四条の規定による新築等の届出は、特定公共的施設新築等届出書(別記第四号様式)に特定公共的施設の区分に応じて整備基準適合表及び

別表第三に掲げる図書を添えて行うものとする。ただし、当該特定公共的施設の区分が建築物である場合において、特定公共的施設新築等届出書を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書と同時に提出し、かつ、整備基準への適合状況が当該申請書の添付図書に明示されているときは、同表に掲げる図書を省略することができる。

（変更の届出）

第八条 条例第二十四条の規定による変更の届出は、特定公共的施設新築等変更届出書（別記第五号様式）に特定公共的施設の区分に応じて整備基準適合表及び別表第三に掲げる図書（当該変更に係るものに限る。）を添えて行うものとする。ただし、当該特定公共的施設の区分が建築物である場合において、特定公共的施設新築等変更届出書を建築基準法第六条第一項後段の規定による変更確認申請書又は岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第八条第一項の規定による建築物等計画変更届と同時に提出し、かつ、当該変更に係る部分の整備基準への適合状況が当該申請書の添付図書に明示されているときは、同表に掲げる図書を省略することができる。

一部改正（平成一一年規則八九号）

（届出の必要のない変更）

第九条 条例第二十四条の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにするための変更
- 二 区分が建築物である特定公共的施設に係る別表第二に規定する部分以外の部分の変更に伴う床面積の変更
- 三 工事着手又は工事完了の予定年月日についての三月以内の変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要がないと認めるもの

（工事完了の届出）

第十条 条例第二十六条の規定による工事完了の届出は、特定公共的施設工事完了届出書（別記第六号様式）により行うものとする。

（公表する事項等）

第十一条 条例第二十九条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 勧告の内容
- 三 勧告の対象となった特定公共的施設の名称、所在地その他知事が必要と認める事項

2 条例第二十九条第一項の規定による公表は、県公報への登載その他の知事が適当と認める方法により行う。

（国等に準ずる者）

第十二条 条例第三十四条第一項及び第二項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合

二 建築基準法第十八条の規定の適用について、国又は地方公共団体とみなされる法人

一部改正(平成一九年規則五七号)

(書類の経由等)

第十三条 条例及びこの規則の規定による書類を知事に提出する場合は、当該公共的施設の所在地の市町村長を経由してすることができる。

2 前項の書類の部数は、第七条及び第八条に規定する書類にあっては正本一部及び副本一部、その他の書類にあっては正本一部とする。

一部改正(平成一二年規則一〇八号)

附 則

この規則は、平成十年十月一日から施行する。ただし、第二条及び別表第一(公共的施設を定める部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年三月十九日規則第二十一号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年四月三十日規則第八十九号)

この規則は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十四日規則第百八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十九年五月二十五日規則第五十七号)

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則(平成十九年十二月二十六日規則第九十五号の二)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一(第二条、第四条、第六条、第九条関係)

一 建築物(建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。)

公共的施設		特定公共的施設
一 医療施設	1 病院又は診療所	すべてのもの
	2 はり・きゅう施術所その他これらに類するもの	
二 商業施設	1 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	すべてのもの
	2 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	公共的施設の用途に供する部分
	3 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの	の床面積の合計
	4 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	(以下「用途面積」という。)が三〇〇平方メートル以上のもの
	5 マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類する遊技施設	用途面積が五〇〇平方メートル以上のもの
	6 展示場	
三 宿泊施設	ホテル又は旅館	用途面積が三〇

		○平方メートル以上のもの
四 社会福祉施設	1 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	すべてのもの
	2 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
五 体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	用途面積が一、〇〇〇平方メートル以上のもの
六 文化施設	博物館、美術館又は図書館	すべてのもの
七 官公庁施設	国、地方公共団体又は第十二条各号に掲げる者が設置する施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの(他の項に掲げる公共的施設を除く。)	すべてのもの
八 教育施設	1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校	すべてのもの
	2 専修学校その他これらに類する施設	
九 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	すべてのもの
十 環境衛生施設	1 公衆浴場	すべてのもの
	2 公衆便所	
	3 火葬場	
十一 駐車施設	一般公共の用に供される自動車車庫(駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの(以下「機械式駐車場」という。)を除く。)	用途面積が五〇〇平方メートル以上のもの
十二 共同住宅等	一棟当たりの戸数が五十一戸以上の共同住宅又は居室の数が五十一以上の寄宿舍若しくは下宿	すべてのもの
十三 公益事業を営む事務所等	社会福祉協議会、商工会議所、森林組合その他の公益的団体の事務所	用途面積が三〇〇平方メートル以上のもの
十四 複合施設	他の項に掲げる施設が二以上混在する建築物の当該施設の用途に供する部分	用途面積が一、〇〇〇平方メートル以上のもの

二 公共交通機関の施設

公共的施設		特定公共的施設
公共交通機関の施設	次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	すべてのもの
	(一) 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道施設	
	(二) 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)によるバスターミナル	

三 道路

公共的施設		特定公共的施設
道路	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路(自動車のみの交通の用に供するものを除く。)	すべてのもの

四 公園等

公共的施設		特定公共的施設
公園等	1 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園	すべてのもの
	2 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十条に規定する児童遊園	
	3 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の適用のある動物園又は植物園	
	4 1から3までに掲げる公共的施設以外の公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が二、五〇〇平方メートル以上のもの	

五 路外駐車場

公共的施設		特定公共的施設
路外駐車場	駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第二条第二号に規定する路外駐車場(道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法第二条第二項に規定する公園施設又は建築物を除く。)	自動車の駐車のに供する部分の面積が五〇〇平方メートル以上のもの

全部改正(平成一九年規則五七号)、一部改正(平成一九年規則九五号の二)

別表第二(第三条、第九条関係)

一 建築物に関する整備基準	
部分	整備基準
一 出入口等	1 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口は、次に定める構造とすること。
	(一) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口のそれぞれ一以上の幅は、九十センチメートル以上とすること。
	(二) 不特定かつ多数の者が利用する各室の一以上の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
	(三) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が容易に開閉して通過できる構造とすること。
	(四) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
	2 公共的施設の入場料金等を徴収するための通路及び物品販売業を営む店舗等の代金支払い等のための通路のうち、一以上を1の(二)から(四)までに定める構造に準じたものとする。
二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
	2 段を設ける場合には、当該段は三に定める構造に準じたものとする。
	3 直接地上へ通ずる一の1に定める構造の出入口又は駐車場へ通ずる一の1に定める構造の出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の経路のそれぞれの一以上は、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、四の2に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該一以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。
	(一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
	(二) 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること(共同住宅等を除く。)
	(三) 高低差がある場合には、5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は五に定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設けること。
	(四) 一に定める構造の出入口等並びに四の2に定める構造のエレベーター及び五に定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口

	に接する部分は、水平とすること。
	(五) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
4	<p>直接地上へ通ずる出入口のうち一以上の出入口から案内所又は十の2に定める案内設備までの廊下等には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること(進行方向を変更する必要がない風除室内並びに教育施設及び共同住宅等を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p>
5	廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
	(一) 幅は、百二十センチメートル(段を併設する場合は、九十センチメートル)以上とすること。
	(二) ^{こう} 勾配は、十二分の一(高低差が十六センチメートル以下の場合、八分の一)以下とすること。
	(三) 高低差が七十五センチメートルを超える場合は、高低差七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
	(四) 手すりを設けること。
	(五) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(六) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
	(七) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するために、点状ブロック等を敷設すること(教育施設及び共同住宅等を除く。)

	ただし、 ^{こう} 勾配が二十分の一(高低差が十六センチメートル以下の場合、十二分の一)以下の場合、この限りでない。
三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)	不特定かつ多数の者が利用し、かつ直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。
	(一) 手すりを設けること(教育施設及び共同住宅等を除く。)
	(二) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。
	(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ こと。
	(四) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとするこ こと(共同住宅等を除く。)
	(五) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること(共同住宅等を除く。)
	(六) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること(駐車施設、教育施設及び共同住宅等を除く。)
四 エレベーター	1 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積が二千平方メートル以上のものには、かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)が当該階(専ら自動車車庫の用に供される階にあっては、当該自動車車庫に車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること(教育施設及び共同住宅等を除く。)。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。
	2 1に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。
	(一) かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
	(二) かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
	(三) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
	(四) かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
	(五) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降

	路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
	(六) かが及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ八十センチメートル以上とすること。
	(七) かが内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
	(八) かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置((七)に規定する制御装置を除く。)は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内等により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
	(九) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ百五十センチメートル以上とすること。
	(十) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
	(十一) かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
五 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(以下「車いす使用者用特殊構造昇降機」という。)	1 車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエレベーター(四に規定するエレベーターを除く。)は、次に定める構造とすること。
	(一) 昇降行程が四メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が、二・二五平方メートル以下のものとする。
	(二) 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものとする。
	(三) かがの幅は、七十センチメートル以上とすること。
	(四) かがの奥行きは、百二十センチメートル以上とすること。
	(五) 車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かがの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
	2 車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、次に定める構造とすること。
	(一) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものとする

	こと。
	(二) 平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。
六 便所	1 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、用途面積が千平方メートル以上の公共的施設に便所を設ける場合には、直接地上へ通ずる出入口のある階の便所のうちの一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)を次に定める構造とすること(教育施設及び共同住宅等を除く。)。ただし、四の2に定める構造のエレベーターが停止する不特定かつ多数の者が利用する階の便所のうち一以上が次に定める構造とされているときはこの限りでない。
	(一) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)が設けられていること。
	(二) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
	(三) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	2 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること(教育施設及び共同住宅等を除く。)
七 駐車場及び自動車車庫	1 駐車場及び自動車車庫(駐車台数が三十台未満のもの及び機械式駐車場、教育施設又は共同住宅等に設けるものを除く。)には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。
	(一) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる一の1の(一)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(2に定める構造の駐車場内の通路又は八の1から3までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
	(二) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
	2 車いす使用者用駐車施設へ通ずる一の1の(一)に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場

	内の通路は、八の1から3までに定める構造に準じたものとする。
八 敷地内の通路	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
	2 段を設ける場合には、当該段は、三の(一)から(四)までに定める構造に準じたものとする。
	3 直接地上へ通ずる一の1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。以下これを「道等」という。)又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる一の1に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
	(一) 幅員は、百二十センチメートル以上とすること。
	(二) 高低差がある場合は、5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は5に定める車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
	4 公共的施設(駐車施設、教育施設及び共同住宅等を除く。)の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
	(一) 用途面積が千平方メートル以上の公共的施設においては、線状ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
	(二) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分に、点状ブロック等を敷設すること。
	5 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
	(一) 傾斜路及びその踊場は、二の5の(一)から(五)までに定める構造とすること。
	(二) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
	(三) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

九 客席	<p>興行場及び集会施設には、固定式の客席の数が百席以上四百席以下のものにあつては二席以上の、四百席を超えるものにあつては二席に四百席を超える二百席(二百席に満たない席数があるときは、その席数は二百席とする。)ごとに一を加えた席数(その席数が十を超える場合は十)以上の、次に定める構造の車いす使用者用区画を設けること。</p>
	(一) 一区画の幅及び奥行きは、それぞれ八十五センチメートル以上及び百二十センチメートル以上とすること。
	(二) 床は、水平とすること。
	(三) 出入口から車いす使用者用区画に通じる客席内の通路の幅は、百二十センチメートル以上とすること。
	(四) (三)に定める通路に高低差がある場合には、二の五に定める構造の傾斜路及びその踊場又は五に定める車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
十 標識及び案内設備	<p>1 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内にある次に定める施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、案内所を設ける場合又は当該施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>
	(一) 四に定めるエレベーター
	(二) 五に定める車いす使用者用特殊構造昇降機
	(三) 六に定める便所
	(四) 七に定める車いす使用者用駐車施設
	<p>2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の1の(一)から(三)までに定める施設の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p>
	<p>3 1の(一)から(四)までに定める施設の付近には、当該施設があることを表示する標識を、高齢者及び障害者の見やすい位置に設けること。</p>
	<p>4 3に規定する標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの)であること。</p>

二 公共交通機関の施設に関する整備基準

部分	整備基準
一 出入口	<p>1 公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、通路その他の施設をいう。</p>

	以下同じ。)へ直接通ずる一以上の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
	2 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。
	(一) 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
	(二) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
	3 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
二 改札口	1 一以上の改札口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
	2 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
	3 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機又はその付近に当該自動改札機への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示すること。
三 乗降場	1 鉄道駅のプラットフォームは、次に定める構造とすること。
	(一) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとすること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。
	(二) プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
	(三) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を一以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
	(四) 排水のための横断 ^{こう} 勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
	(五) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
	(六) 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォームにあっては、ホームドア又は可動式ホームさく(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落

	を防止するための設備)を設けること。
	(七) (六)に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。
	(八) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
	(九) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
	(十) 照明設備を設けること。
	(十一) 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に表示すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。
	2 バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。
	(一) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
	(二) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下「バス車両用場所」という。)に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設けること。
	(三) 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。
四 通路	1 公共用通路と車両の乗降口との間の経路を構成する通路は、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するものを、乗降場ごとに一以上設けること。この場合において、床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。
	2 1の通路は、次に定める構造とすること。
	(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(二) 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メート

	ル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。
	(三) 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。
	イ 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
	ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
	(四) 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。この場合の傾斜路は、一の表二の5の(一)から(六)までに定める構造に準じたものとする。
	(五) 段を設ける場合には、次に定める構造とすること。
	イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
	ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
	(六) 照明設備を設けること。
五 階段	階段を設ける場合には、一の表三の(二)から(五)までに定める構造に準じたものとするほか、次に定める構造とすること。
	(一) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
	(二) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
	(三) 照明設備を設けること。
六 エレベーター及びエスカレーター	1 公共用通路と公共交通機関の施設(一日当たりの平均乗降客数が五千人以上であるものに限る。)の乗降場に至る経路に五メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合は、一の表四の2の(三)から(十一)までに定める構造のほか、次に定める構造のエレベーターを設けること。
	(一) かごの幅は、百四十センチメートル以上とし、奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。
	(二) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、(一)のただし書に規定する場合は、この限りでない。

	(三) かが及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかが内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
	(四) かが内に手すり(握り手その他これに類する設備を含む。)を設けること。
	2 エスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、(七)及び(八)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。
	(一) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。
	(二) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
	(三) 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
	(四) 踏み段の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
	(五) くし板の端部と踏み段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
	(六) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
	(七) 幅は、八十センチメートル以上であること。
	(八) 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
	(九) 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。
七 便所	1 公共交通機関の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、一の表六の1に定める構造に準じたものとするほか、次に定める構造の便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。
	(一) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区分(当該区分がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

	(二) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
	2 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、一の表六の2に定める構造に準じた便所を一以上設けること。
八 案内設備	1 車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
	2 エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備又は4に定める案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。
	3 2の標識は、日本工業規格Z八二一〇に適合するものでなければならない。
	4 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、2に定める設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、当該設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
	5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
九 その他設備	1 公共用通路と車両の乗降口との間の経路を構成する通路には、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路については、この限りでない。
	2 1の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路とエレベーター乗降口ビームに設ける操作盤、八の5により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、1のただし書に規定する場合は、この限りでない。
	3 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、点状ブロック等を敷設すること。
	4 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

	5 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)を設ける場合には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。
--	--

三 道路に関する整備基準

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十六号)に定める基準による。

四 公園等に関する整備基準

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十五号)に定める基準による。ただし、当該基準に適合させることが困難なものとして次に定めるものについては、この限りでない。

(一) 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法令等の規定の適用があるもの

(二) 山地丘陵地、^{がけ}崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの

(三) 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

五 路外駐車場に関する整備基準

部分	整備基準
一 経路	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、次に定める構造とすること。
	(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(二) 経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
	(三) 経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路又は一の表の五に定める車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する場合は、この限りでない。
	(四) 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。
	イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
	ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
	(五) 経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。
	イ 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上と

	<p>すること。</p> <p>ロ ^{こう}勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(^{こう}勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ ^{こう}勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 当該傾斜路に接する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
二 駐車場	<p>1 車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>

一部改正(平成一九年規則五七号)

別表第三(第四条、第七条、第八条関係)

公共的施設	図書の種類	明示すべき事項
一 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の用途及び位置、敷地内における出入口、通路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法、敷地に接する道の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、通路、傾斜路、階段、エレベーター、車いす使用者用便房、駐車施設その他の主要部分の位置及び寸法
二 公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、改札口、乗降場、通路、傾斜路その他の主要部

		分の位置及び寸法、敷地に接する公共用通路の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
	平面図	縮尺、方位、間取り、施設の各部分の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、傾斜路、階段、エレベーター、エスカレーター、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法
三 公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、園路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
四 路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、車路、路外駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

一部改正(平成一九年規則五七号)

別記

第1号様式

(第4条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

(表面)

適合証交付請求書

年 月 日

様

住所

〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕

氏名

〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

印

電話番号

岐阜県福祉のまちづくり条例第21条第1項の規定により、適合証の交付を請求します。

1 公共的施設の概要

(1) 特定公共的施設新築等届出書			
ア 受付番号		第 年	月 日
イ 受付年月日			
(2) 名称			
(3) 所在地			
(4) 種類	建築物・公共交通機関の施設・公園等・路外駐車場		
(5) 主要用途			
(6) 規模等			
ア 建築物	新築等の部分	既存部分	合計
公共的施設の用途に供する部分の床面積	(m ²)	(m ²)	(m ²)
公共的施設の用途に供する部分以外の床面積			(m ²)
合計(延べ面積)			(m ²)
共同住宅の戸数、寄宿舎の居室数			()
イ 公共交通機関の施設	(1日当たりの平均乗降客数		人)
ウ 公園等		(敷地面積	m ²)
エ 路外駐車場	(駐車のに供する部分の面積		m ²)
(7) 使用開始年月日	年	月	日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資格
- (2) 氏名
- (3) 事務所等の名称
- (4) 所在地 〒
- (5) 電話番号

※受付欄	※決裁欄	※適合証交付欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(裏面)

備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を○で囲んでください。
- 2 特定公共的施設新築等届出書を提出していない場合は、1の(1)には記入の必要はありません。
- 3 特定公共的施設新築等届出書又は特定公共的施設新築等変更届出書の写しを提出する場合は、1の(2)から(6)までには記入の必要はありません。
- 4 ※印のある欄には記入しないでください。
- 5 公共的施設の区分に応じて、整備基準適合表及び次の表に掲げる図書を添付してください。ただし、特定公共的施設新築等届出書又は特定公共的施設新築等変更届出書の写しの提出をもって添付図書に代えることができます。
- 6 届出施設が建築物の場合で同一棟の既存部分がある場合又は建築物以外の場合で一体利用される既存部分がある場合は、整備基準適合表及び添付図書に既存部分の整備基準への適合状況も示して下さい。

(1) 建築物

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の用途及び位置、敷地内における出入口、通路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法、敷地に接する道の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、通路、傾斜路、階段、エレベーター、車いす使用者用便房、駐車施設その他の主要部分の位置及び寸法

(2) 公共交通機関の施設

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、改札口、乗降場、通路、傾斜路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する公共用通路の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
平面図	縮尺、方位、間取り、施設の各部分の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、傾斜路、階段、エレベーター、エスカレーター、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法

(3) 公園等

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、園路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

(4) 路外駐車場

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、車路、路外駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

全部改正(平成19年規則57号)

第2号様式
(第4条関係)



福祉のまちづくり条例

適合証

岐阜県

全部改正(平成19年規則57号)

第3号様式
(第5条関係)(用紙 縦6センチメートル、横9センチメートル)

(表面)

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日			
<p>上記の者は、岐阜県福祉のまちづくり条例第22条第1項の規定による調査又は質問をする職員であることを証明する。</p>			
年 月 日交付			
		岐阜県知事	
		岐阜市長	
		印	

(裏面)

岐阜県福祉のまちづくり条例抜粋	
(適合状況の報告及び調査等)	
<p>第22条 知事は、公共的施設を設置し、若しくは管理する者に対し、整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に当該公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。</p>	
<p>2 前項の規定による調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	

第4号様式

(第7条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

(表面)

特定公共的施設新築等届出書

年 月 日

様

住所

〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

岐阜県福祉のまちづくり条例第24条の規定により、特定公共的施設の新築等の計画を届け出ます。

1 特定公共的施設の概要

(1) 名称			
(2) 所在地			
(3) 種類	建築物・公共交通機関の施設・公園等・路外駐車場		
(4) 主要用途			
(5) 工事種別			
ア 建築物	新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替		
イ 建築物以外	新設・その他()		
(6) 規模等			
ア 建築物	新築等の部分	既存部分	合計
公共的施設の用途に供する部分の床面積	(m ²)	(m ²)	(m ²)
公共的施設の用途に供する部分以外の床面積			(m ²)
合計(延べ面積)			(m ²)
共同住宅の戸数、寄宿舍の居室数			()
イ 公共交通機関の施設	(1日当たりの平均乗降客数		(人)
ウ 公園等		(敷地面積	(m ²)
エ 路外駐車場	(駐車のために供する部分の面積		(m ²)
(7) 工事着手予定年月日	年	月	日
(8) 工事完了予定年月日	年	月	日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資格
- (2) 氏名
- (3) 事務所等の名称
- (4) 所在地 〒
- (5) 電話番号

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(裏面)

備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を○で囲んでください。
- 2 ※印のある欄には記入しないでください。
- 3 特定公共的施設の区分に応じて、整備基準適合表及び次の表に掲げる図書を添付してください。ただし、特定公共的施設の種類の種類が建築物である場合において、この届出書を建築確認申請書と同時に提出し、かつ、整備基準への適合状況が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、次の表に掲げる図書の添付を省略することができます。
- 4 届出施設が建築物の場合で同一棟の既存部分がある場合又は、建築物以外の場合で一体利用される既存部分がある場合は、整備基準適合表及び添付図書に既存部分の整備基準への適合状況も表示して下さい。

(1) 建築物

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の用途及び位置、敷地内における出入口、通路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法、敷地に接する道の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、通路、傾斜路、階段、エレベーター、車いす使用者用便房、駐車施設その他の主要部分の位置及び寸法

(2) 公共交通機関の施設

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、改札口、乗降場、通路、傾斜路その他の主要部分の位置及び寸法、敷地に接する公共用通路の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
平面図	縮尺、方位、間取り、施設の各部分の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、傾斜路、階段、エレベーター、エスカレーター、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法

(3) 公園等

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、園路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

(4) 路外駐車場

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、車路、路外駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

全部改正(平成19年規則57号)

第5号様式

(第8条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

特定公共的施設新築等変更届出書

年 月 日

様

住所

〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

岐阜県福祉のまちづくり条例第24条の規定により、先に届け出た特定公共的施設の新築等の計画について次のとおり変更したいので届け出ます。

1 特定公共的施設新築等届出書

(1) 受付番号 第 号
(2) 受付年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資 格
- (2) 氏 名
- (3) 事務所等の名称
- (4) 所 在 地 〒
- (5) 電 話 番 号

※受 付 欄	※決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考

- 1 変更前後の内容を記載した整備基準適合表及び図書を添付してください。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。

一部改正(平成11年規則21号・19年57号)

第6号様式

(第10条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

特定公共的施設工事完了届出書

年 月 日

様

住所

〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

新築等の届出に係る工事が完了しましたので、岐阜県福祉のまちづくり条例第26条の規定により届け出ます。

1 特定公共的施設新築等届出書

(1) 特定公共的施設新築等届出書

ア 受付番号 第 年 月 日
イ 受付年月日 年 月 日

(2) 特定公共的施設新築等変更届出書

ア 受付番号 第 年 月 日
イ 受付年月日 年 月 日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資 格
- (2) 氏 名
- (3) 事務所等の名称
- (4) 所在地 〒
- (5) 電話番号

※受付欄	※決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	